

漂流する家族

～家庭と仕事のなかで～

男女雇用機会均等法が施行されて20年以上になるが、働く女性の環境は改善されているのだろうか？ さらに現在は派遣やパート、アルバイトなどの非正規雇用が拡大し、少子高齢化も進んでいる。このような中で女性たちは家庭や仕事とどう向き合うべきか。『専業主婦はいま』『世界の女性労働』などの著書をもつ元東京農業大学教授の藤井治枝さんがこのほど、「漂流する家族—家庭と仕事のなかで—」と題して都内で講演を行なった。主催はNPO法人・生活企画ジェフリー。



講演する藤井治枝さん。

◆藤井治枝・元東京農業大学教授が講演

弱体化化する家庭基盤を危ぐ 仕事と生活の調和を考えて

敗戦と同時に日本は家族制度が廃止され、憲法第24条に個人の尊厳、男女平等が記され、女性の地位は著しく上がった。

夫一人の賃金で生計が成り立つ世帯賃金をもらうようになり、このため家事や育児に専念する専業主婦が増え、自分たちは「中産階級」だという幻想を抱き、政府も核家族化を推奨していったのです。

老後を送る。これが日本政府が考えた性別分業であり、日本型福祉だったので。

しかし75年の国際婦人年以降、国連は「男は仕事、女は家庭」という性別分業を改め、働く権利を男女に認め、家事・育児は男性もする生活のための活動である、とジェンダーフリーを掲げた。

どまっていることが明らかになりました。さらに厚生労働省の調べによると、昨年は1万2000件もの高齢者への虐待がありました。

加害者は、両親と同居する40歳以上の未婚男性が圧倒的に多く、5390人にも上ったという。仕事と親の介護を両立させなければならない中、年の未婚男性が増えていると、藤井さんは強調した。

◆性別で分業の福祉

「当時、占領国アメリカは日本に平和と民主主義社会をもたらそうとしましたが、米ソの対立、中国の共産主義化から、アメリカの占領政策は180度変わりました。さらに朝鮮戦争が勃発すると日本は経済成長へと向かい始め、女性のライフサイクルは急激に変化したのです(藤井さん)」

しかし74年のオイルショック以降、経済が低迷すると、政府は核家族から大家族へと転換する方針を打ち出し、女性に新たな家庭的役割を与えたという。

「当時、性別分業を推奨する日本政府は、国際的な外圧もあり、この国際条約を承認し、批准しました。そこで女性に関する法律や制度が変わりました。『男女雇用機会均等法』『国籍の父母両系制』『家庭科の男女共修』などです」

「さらに高齢化が進むと『自助努力』を国民に要求し、性別分業を具体化していききました。例えば男性の人生設計は、大学を卒業したら仕事に励み、家庭のことは5歳児のごとく妻に面倒をみてもらい、定年後は退職金と年金で生活し、妻に介護してもらおう。万が一、妻に先立たれたら娘が嫁に面倒をみてもらう。一方、女性は適齢期で結婚し、子どもを2人ぐらい産み、3歳までは自分で育て、子どもに手がからなくなったら後は、夫の収入のみで家計が苦しい人だけがパートで働き、生活できる主婦は趣味やボランティアを行ない、しゅうとめやしゅうと、夫を次々と介護して看取り、最後は子どもの世話になって

「当時、性別分業を推奨する日本政府は、国際的な外圧もあり、この国際条約を承認し、批准しました。そこで女性に関する法律や制度が変わりました。『男女雇用機会均等法』『国籍の父母両系制』『家庭科の男女共修』などです」

「当時、性別分業を推奨する日本政府は、国際的な外圧もあり、この国際条約を承認し、批准しました。そこで女性に関する法律や制度が変わりました。『男女雇用機会均等法』『国籍の父母両系制』『家庭科の男女共修』などです」

「とはいえ当時は育児休暇や保育所がなかったため、女性の出産を機に仕事を辞めなければなりません。一方、男性は大企業を中心に終身雇用や年功序列が導入され、

「さらに高齢化が進むと『自助努力』を国民に要求し、性別分業を具体化していききました。例えば男性の人生設計は、大学を卒業したら仕事に励み、家庭のことは5歳児のごとく妻に面倒をみてもらい、定年後は退職金と年金で生活し、妻に介護してもらおう。万が一、妻に先立たれたら娘が嫁に面倒をみてもらう。一方、女性は適齢期で結婚し、子どもを2人ぐらい産み、3歳までは自分で育て、子どもに手がからなくなったら後は、夫の収入のみで家計が苦しい人だけがパートで働き、生活できる主婦は趣味やボランティアを行ない、しゅうとめやしゅうと、夫を次々と介護して看取り、最後は子どもの世話になって

「当時、性別分業を推奨する日本政府は、国際的な外圧もあり、この国際条約を承認し、批准しました。そこで女性に関する法律や制度が変わりました。『男女雇用機会均等法』『国籍の父母両系制』『家庭科の男女共修』などです」

「当時、性別分業を推奨する日本政府は、国際的な外圧もあり、この国際条約を承認し、批准しました。そこで女性に関する法律や制度が変わりました。『男女雇用機会均等法』『国籍の父母両系制』『家庭科の男女共修』などです」

「当時、性別分業を推奨する日本政府は、国際的な外圧もあり、この国際条約を承認し、批准しました。そこで女性に関する法律や制度が変わりました。『男女雇用機会均等法』『国籍の父母両系制』『家庭科の男女共修』などです」

「当時、性別分業を推奨する日本政府は、国際的な外圧もあり、この国際条約を承認し、批准しました。そこで女性に関する法律や制度が変わりました。『男女雇用機会均等法』『国籍の父母両系制』『家庭科の男女共修』などです」

「とはいえ当時は育児休暇や保育所がなかったため、女性の出産を機に仕事を辞めなければなりません。一方、男性は大企業を中心に終身雇用や年功序列が導入され、

「さらに高齢化が進むと『自助努力』を国民に要求し、性別分業を具体化していききました。例えば男性の人生設計は、大学を卒業したら仕事に励み、家庭のことは5歳児のごとく妻に面倒をみてもらい、定年後は退職金と年金で生活し、妻に介護してもらおう。万が一、妻に先立たれたら娘が嫁に面倒をみてもらう。一方、女性は適齢期で結婚し、子どもを2人ぐらい産み、3歳までは自分で育て、子どもに手がからなくなったら後は、夫の収入のみで家計が苦しい人だけがパートで働き、生活できる主婦は趣味やボランティアを行ない、しゅうとめやしゅうと、夫を次々と介護して看取り、最後は子どもの世話になって

「当時、性別分業を推奨する日本政府は、国際的な外圧もあり、この国際条約を承認し、批准しました。そこで女性に関する法律や制度が変わりました。『男女雇用機会均等法』『国籍の父母両系制』『家庭科の男女共修』などです」

「当時、性別分業を推奨する日本政府は、国際的な外圧もあり、この国際条約を承認し、批准しました。そこで女性に関する法律や制度が変わりました。『男女雇用機会均等法』『国籍の父母両系制』『家庭科の男女共修』などです」

「当時、性別分業を推奨する日本政府は、国際的な外圧もあり、この国際条約を承認し、批准しました。そこで女性に関する法律や制度が変わりました。『男女雇用機会均等法』『国籍の父母両系制』『家庭科の男女共修』などです」

「当時、性別分業を推奨する日本政府は、国際的な外圧もあり、この国際条約を承認し、批准しました。そこで女性に関する法律や制度が変わりました。『男女雇用機会均等法』『国籍の父母両系制』『家庭科の男女共修』などです」



「とはいえ当時は育児休暇や保育所がなかったため、女性の出産を機に仕事を辞めなければなりません。一方、男性は大企業を中心に終身雇用や年功序列が導入され、

「さらに高齢化が進むと『自助努力』を国民に要求し、性別分業を具体化していききました。例えば男性の人生設計は、大学を卒業したら仕事に励み、家庭のことは5歳児のごとく妻に面倒をみてもらい、定年後は退職金と年金で生活し、妻に介護してもらおう。万が一、妻に先立たれたら娘が嫁に面倒をみてもらう。一方、女性は適齢期で結婚し、子どもを2人ぐらい産み、3歳までは自分で育て、子どもに手がからなくなったら後は、夫の収入のみで家計が苦しい人だけがパートで働き、生活できる主婦は趣味やボランティアを行ない、しゅうとめやしゅうと、夫を次々と介護して看取り、最後は子どもの世話になって

「当時、性別分業を推奨する日本政府は、国際的な外圧もあり、この国際条約を承認し、批准しました。そこで女性に関する法律や制度が変わりました。『男女雇用機会均等法』『国籍の父母両系制』『家庭科の男女共修』などです」

「当時、性別分業を推奨する日本政府は、国際的な外圧もあり、この国際条約を承認し、批准しました。そこで女性に関する法律や制度が変わりました。『男女雇用機会均等法』『国籍の父母両系制』『家庭科の男女共修』などです」

「当時、性別分業を推奨する日本政府は、国際的な外圧もあり、この国際条約を承認し、批准しました。そこで女性に関する法律や制度が変わりました。『男女雇用機会均等法』『国籍の父母両系制』『家庭科の男女共修』などです」

(西山由美)